

対日投資有識者会議の運営について(案)

1. 座長は、会議の事務を掌理する。

2. 議事内容の公開については、以下のとおりとする。
 - (1) 会議の議事概要を作成し、公開する。
 - (2) 会議に配布された資料は、原則として、会議終了後公開する。
 - (3) 会議は原則非公開とし、会議終了後、座長又はその指名する者が、
議事内容を説明する。

3. その他会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。